

法人単位資金収支計算書

(自)令和 6年 4月 1日 (至)令和 7年 3月31日

法人名：社会福祉法人 優和会 もみの木保育園

(単位： 円)

勘 定 科 目		予 算 (A)	決 算 (B)	差 異 (A)-(B)	備 考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	159,031,282	168,044,992	△ 9,013,710	
	受取利息配当金収入	1,331	10,901	△ 9,570	
	その他の収入	750,000	2,170,000	△ 1,420,000	
	事業活動収入計 (1)	159,782,613	170,225,893	△ 10,443,280	
	支出				
	人件費支出	124,230,678	123,812,469	418,209	
	事業費支出	32,761,406	32,557,596	203,810	
	事務費支出	9,757,047	10,549,563	△ 792,516	
	事業活動支出計 (2)	166,749,131	166,919,628	△ 170,497	
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	△ 6,966,518	3,306,265	△ 10,272,783	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	1,293,160	452,430	840,730	
	施設整備等支出計 (5)	1,293,160	452,430	840,730	
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	△ 1,293,160	△ 452,430	△ 840,730	
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	支出				
	積立資産支出	3,000,093	3,000,093	0	
	その他の活動支出計 (8)	3,000,093	3,000,093	0	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	△ 3,000,093	△ 3,000,093	0	
予備費支出 (10)		0	—	0	
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 11,259,771	△ 146,258	△ 11,113,513	
前期末支払資金残高 (12)		33,642,580	33,461,187	181,393	
当期末支払資金残高 (11)+(12)		22,382,809	33,314,929	△ 10,932,120	

資金収支内訳表

（自）令和 6年 4月 1日 （至）令和 7年 3月31日

法人名：社会福祉法人 優和会 もみの木保育園

（単位： 円）

勘 定 科 目		社 会 福 祉 事 業	合 計	内 部 取 引 消 去	法 人 合 計
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	168,044,992	168,044,992	0	168,044,992
	受取利息配当金収入	10,901	10,901	0	10,901
	その他の収入	2,170,000	2,170,000	0	2,170,000
	事業活動収入計 (1)	170,225,893	170,225,893	0	170,225,893
	支出				
	人件費支出	123,812,469	123,812,469	0	123,812,469
	事業費支出	32,557,596	32,557,596	0	32,557,596
	事務費支出	10,549,563	10,549,563	0	10,549,563
	事業活動支出計 (2)	166,919,628	166,919,628	0	166,919,628
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	3,306,265	3,306,265	0	3,306,265
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	0
	支出				
	固定資産取得支出	452,430	452,430	0	452,430
	施設整備等支出計 (5)	452,430	452,430	0	452,430
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	△ 452,430	△ 452,430	0	△ 452,430
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0	0
	支出				
	積立資産支出	3,000,093	3,000,093	0	3,000,093
	その他の活動支出計 (8)	3,000,093	3,000,093	0	3,000,093
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	△ 3,000,093	△ 3,000,093	0	△ 3,000,093
当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)		△ 146,258	△ 146,258	0	△ 146,258
前期末支払資金残高 (11)		33,461,187	33,461,187	0	33,461,187
当期末支払資金残高 (10)+(11)		33,314,929	33,314,929	0	33,314,929

もみの木保育園拠点 資金収支計算書

(自)令和 6年 4月 1日 (至)令和 7年 3月31日

法人名：社会福祉法人 優和会 もみの木保育園

(単位： 円)

勘 定 科 目		予 算 (A)	決 算 (B)	差 異 (A)-(B)	備 考
事業収入	保育事業収入	159,031,282	168,044,992	△ 9,013,710	
	施設型給付費収入	115,916,350	124,595,470	△ 8,679,120	
	施設型給付費収入	115,916,350	124,595,470	△ 8,679,120	
	特例地域型保育給付費収入	780,000	650,400	129,600	
	利用者負担金収入	780,000	650,400	129,600	
	私的契約利用料収入	4,600,000	4,785,360	△ 185,360	
	その他の事業収入	37,734,932	38,013,762	△ 278,830	
	補助金事業収入（公費）	37,734,932	38,013,762	△ 278,830	
	受取利息配当金収入	1,331	10,901	△ 9,570	
	その他の収入	750,000	2,170,000	△ 1,420,000	
	雑収入	750,000	2,170,000	△ 1,420,000	
	事業活動収入計 (i)	159,782,613	170,225,893	△ 10,443,280	
事業活動に要する支出	人件費支出	124,230,678	123,812,469	418,209	
	職員給料支出	72,738,725	72,808,102	△ 69,377	
	職員賞与支出	19,015,941	18,760,431	255,510	
	非常勤職員給与支出	13,540,750	13,555,280	△ 14,530	
	退職給付支出	2,318,000	2,318,000	0	
	法定福利費支出	16,617,262	16,370,656	246,606	
	事業費支出	32,761,406	32,557,596	203,810	
	給食費支出	9,535,340	9,399,170	136,170	
	保健衛生費支出	1,089,321	937,633	151,688	
	日用品費支出	486,886	386,886	100,000	
	保育材料費支出	1,931,041	2,144,293	△ 213,252	
	業務委託費	12,304,777	12,383,180	△ 78,403	
	水道光熱費支出	3,517,672	3,440,455	77,217	
	消耗器具備品費支出	36,934	6,934	30,000	
	保険料支出	435,350	435,350	0	
	賃借料支出	3,424,085	3,423,695	390	
	事務費支出	9,757,047	10,549,563	△ 792,516	
	福利厚生費支出	725,236	729,830	△ 4,594	
	職員被服費支出	246,962	246,962	0	
	旅費交通費支出	32,670	12,670	20,000	
	研修研究費支出	175,500	175,500	0	
	事務消耗品費支出	364,333	1,226,230	△ 861,897	
	印刷製本費支出	549,797	553,614	△ 3,817	
	水道光熱費支出	390,852	425,224	△ 34,372	
	燃料費支出	58,171	56,092	2,079	
	修繕費支出	191,852	91,852	100,000	
	通信運搬費支出	517,285	542,350	△ 25,065	
	会議費支出	239,546	239,546	0	
	広報費支出	330,000	0	330,000	
	手数料支出	795,683	739,589	56,094	
	保険料支出	70,880	442,444	△ 371,564	
	賃借料支出	4,838,820	4,838,200	620	
	租税公課支出	2,250	2,250	0	
	渉外費支出	168,360	168,360	0	
	諸会費支出	58,850	58,850	0	
	事業活動支出計 (2)	166,749,131	166,919,628	△ 170,497	
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	△ 6,966,518	3,306,265	△ 10,272,783	
施設整備等に	収入				
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	固定資産取得支出	1,293,160	452,430	840,730	
	器具及び備品取得支出	1,293,160	452,430	840,730	

勘 定 科 目		予 算 (A)	決 算 (B)	差 異 (A)-(B)	備 考
よ る 収 支	出				
	施設整備等支出計 (5)	1,293,160	452,430	840,730	
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	Δ 1,293,160	Δ 452,430	Δ 840,730	
そ の 他 の 活 動 に よ る 収 支	収入				
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	積立資産支出	3,000,093	3,000,093	0	
	施設積立資産支出	93	93	0	
	賞与積立資産支出	3,000,000	3,000,000	0	
	その他の活動支出計 (8)	3,000,093	3,000,093	0	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	Δ 3,000,093	Δ 3,000,093	0	
予備費支出 (10)		0	—	0	
		0			
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		Δ 11,259,771	Δ 146,258	Δ 11,113,513	

前期末支払資金残高 (12)	33,642,580	33,461,187	181,393	
当期末支払資金残高 (11)+(12)	22,382,809	33,314,929	Δ 10,932,120	

法人単位事業活動計算書

（自）令和 6年 4月 1日 （至）令和 7年 3月31日

法人名：社会福祉法人 優和会 もみの木保育園

（単位： 円）

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A)-(B)
サービス活動増減の部	収益 保育事業収益	168,044,992	163,663,304	4,381,688
	サービス活動収益計 (1)	168,044,992	163,663,304	4,381,688
	費用 人件費	123,812,469	122,862,025	950,444
	事業費	32,557,596	32,339,498	218,098
	事務費	10,549,563	9,241,136	1,308,427
	減価償却費	6,561,368	6,614,281	△ 52,913
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 3,359,712	△ 3,359,712	0
	サービス活動費用計 (2)	170,121,284	167,697,228	2,424,056
	サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	△ 2,076,292	△ 4,033,924	1,957,632
	収益 受取利息配当金収益	10,901	205	10,696
サービス活動外増減の部	その他のサービス活動外収益	2,170,000	795,760	1,374,240
	サービス活動外収益計 (4)	2,180,901	795,965	1,384,936
	費用			
	サービス活動外費用計 (5)	0	0	0
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	2,180,901	795,965	1,384,936
経常増減差額 (7)=(3)+(6)		104,609	△ 3,237,959	3,342,568
特別増減の部	収益			
	特別収益計 (8)	0	0	0
	費用			
	特別費用計 (9)	0	0	0
特別増減差額 (10)=(8)-(9)		0	0	0
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)		104,609	△ 3,237,959	3,342,568
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	57,175,896	57,918,858	△ 742,962
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	57,280,505	54,680,899	2,599,606
	基本金取崩額 (14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	0	2,495,000	△ 2,495,000
	その他の積立金積立額 (16)	3,000,093	3	3,000,090
次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)		54,280,412	57,175,896	△ 2,895,484

事業活動内訳表

（自）令和 6 年 4 月 1 日 （至）令和 7 年 3 月 31 日

法人名：社会福祉法人 優和会 もみの木保育園

（単位： 円）

勘 定 科 目		社 会 福 祉 事 業	合 計	内 部 取 引 消 去	法 人 合 計
サービス活動増減の部	収益 保育事業収益	168,044,992	168,044,992	0	168,044,992
	サービス活動収益計 (1)	168,044,992	168,044,992	0	168,044,992
	費用 人件費	123,812,469	123,812,469	0	123,812,469
	事業費	32,557,596	32,557,596	0	32,557,596
	事務費	10,549,563	10,549,563	0	10,549,563
	減価償却費	6,561,368	6,561,368	0	6,561,368
	国庫補助金等特別積立金取崩額	Δ 3,359,712	Δ 3,359,712	0	Δ 3,359,712
	サービス活動費用計 (2)	170,121,284	170,121,284	0	170,121,284
	サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	Δ 2,076,292	Δ 2,076,292	0	Δ 2,076,292
サービス活動外増減の部	収益 受取利息配当金収益	10,901	10,901	0	10,901
	その他のサービス活動外収益	2,170,000	2,170,000	0	2,170,000
	サービス活動外収益計 (4)	2,180,901	2,180,901	0	2,180,901
	費用 サービス活動外費用計 (5)	0	0	0	0
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	2,180,901	2,180,901	0	2,180,901
	経常増減差額 (7)=(3)+(6)	104,609	104,609	0	104,609
特別増減の部	収益 特別収益計 (8)	0	0	0	0
	費用 特別費用計 (9)	0	0	0	0
	特別増減差額 (10)=(8)-(9)	0	0	0	0
	当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)	104,609	104,609	0	104,609
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	57,175,896	57,175,896	0	57,175,896
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	57,280,505	57,280,505	0	57,280,505
	基本金取崩額 (14)	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	0	0	0	0
	その他の積立金積立額 (16)	3,000,093	3,000,093	0	3,000,093
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	54,280,412	54,280,412	0	54,280,412

もみの木保育園拠点 事業活動計算書

(自)令和 6年 4月 1日 (至)令和 7年 3月31日

法人名：社会福祉法人 優和会 もみの木保育園

(単位： 円)

勘 定 科 目		当 年 度 決 算 (A)	前 年 度 決 算 (B)	増 減 (A)-(B)
サ ー ビ ス 活 動 の 部	収入			
	保育事業収益	168,044,992	163,663,304	4,381,688
	施設型給付費収益	124,595,470	118,289,310	6,306,160
	施設型給付費収益	124,595,470	118,289,310	6,306,160
	特例地域型保育給付費収益	650,400	776,500	△ 126,100
	利用者負担金収益	650,400	776,500	△ 126,100
	私的契約利用料収益	4,785,360	4,555,370	229,990
	その他の事業収益	38,013,762	40,042,124	△ 2,028,362
	補助金事業収益（公費）	38,013,762	40,042,124	△ 2,028,362
	サービス活動収益計 (1)	168,044,992	163,663,304	4,381,688
サ ー ビ ス 活 動 の 部	費用			
	人件費	123,812,469	122,862,025	950,444
	職員給料	72,808,102	75,358,449	△ 2,550,347
	職員賞与	18,760,431	18,438,497	321,934
	非常勤職員給与	13,555,280	13,885,985	△ 330,705
	退職給付費用	2,318,000	2,331,500	△ 13,500
	法定福利費	16,370,656	12,847,594	3,523,062
	事業費	32,557,596	32,339,498	218,098
	給食費	9,399,170	9,851,273	△ 452,103
	保健衛生費	937,633	1,047,746	△ 110,113
	日用品費	386,886	530,805	△ 143,919
	保育材料費	2,144,293	1,750,392	393,901
	業務委託費	12,383,180	11,415,022	968,158
	水道光熱費	3,440,455	3,659,737	△ 219,282
	消耗器具備品費	6,934	218,085	△ 211,151
	保険料	435,350	435,350	0
	賃借料	3,423,695	3,431,088	△ 7,393
	事務費	10,549,563	9,241,136	1,308,427
	福利厚生費	729,830	625,795	104,035
	職員被服費	246,962	313,854	△ 66,892
	旅費交通費	12,670	37,574	△ 24,904
	研修研究費	175,500	62,480	113,020
	事務消耗品費	1,226,230	393,877	832,353
	印刷製本費	553,614	574,534	△ 20,920
	水道光熱費	425,224	452,326	△ 27,102
	燃料費	56,092	47,797	8,295
	修繕費	91,852	206,785	△ 114,933
	通信運搬費	542,350	456,095	86,255
	会議費	239,546	112,105	127,441
	手数料	739,589	805,944	△ 66,355
	保険料	442,444	460,000	△ 17,556
	賃借料	4,838,200	4,434,880	403,320
	租税公課	2,250	1,800	450
	渉外費	168,360	196,440	△ 28,080
	諸会費	58,850	58,850	0
	減価償却費	6,561,368	6,614,281	△ 52,913
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 3,359,712	△ 3,359,712	0
	サービス活動費用計 (2)	170,121,284	167,697,228	2,424,056
	サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	△ 2,076,292	△ 4,033,924	1,957,632
サ ー ビ ス 活 動	収益			
	受取利息配当金収益	10,901	205	10,696
	その他のサービス活動外収益	2,170,000	795,760	1,374,240
サ ー ビ ス 活 動	雑収益	2,170,000	795,760	1,374,240

勘 定 科 目		当 年 度 決 算 (A)	前 年 度 決 算 (B)	増 減 (A)-(B)
外 増 減 の 部	サービス活動外収益計 (4)	2,180,901	795,965	1,384,936
	費用			
	サービス活動外費用計 (5)	0	0	0
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	2,180,901	795,965	1,384,936
経常増減差額 (7)=(3)+(6)		104,609	Δ 3,237,959	3,342,568
特 別 増 減 の 部	収益			
	特別収益計 (8)	0	0	0
	費用			
	特別費用計 (9)	0	0	0
特別増減差額 (10)=(8)-(9)		0	0	0
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)		104,609	Δ 3,237,959	3,342,568
繰 越 活 動 増 減 差 額 の 部	前期繰越活動増減差額 (12)	57,175,896	57,918,858	Δ 742,962
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	57,280,505	54,680,899	2,599,606
	基本金取崩額 (14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	0	2,495,000	Δ 2,495,000
	建設積立金取崩額	0	2,495,000	Δ 2,495,000
	その他の積立金積立額 (16)	3,000,093	3	3,000,090
	建設積立金積立額	93	3	90
	賞与積立金積立額	3,000,000	0	3,000,000
次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)		54,280,412	57,175,896	Δ 2,895,484

法人単位貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 優和会 もみの木保育園

（単位： 円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減		当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産	35,815,912	35,933,533	△ 117,621	流動負債	2,500,983	2,472,346	28,637
現金預金	11,973,490	16,283,959	△ 4,310,469	事業未払金	1,859,414	1,818,528	40,886
事業未収金	23,842,422	19,649,574	4,192,848	預り金	641,569	653,818	△ 12,249
固定資産	278,134,792	281,243,637	△ 3,108,845	固定負債	0	0	0
基本財産	263,032,479	268,086,048	△ 5,053,569	負債の部合計	2,500,983	2,472,346	28,637
土地	189,232,000	189,232,000	0	純 資 産 の 部			
建物	73,800,479	78,854,048	△ 5,053,569	基本金	216,671,000	216,671,000	0
その他の固定資産	15,102,313	13,157,589	1,944,724	国庫補助金等特別積立金	37,329,375	40,689,087	△ 3,359,712
建物	5,320,727	5,743,272	△ 422,545	その他の積立金	3,168,934	168,841	3,000,093
構築物	1,937,063	2,143,601	△ 206,538	建設積立金	168,934	168,841	93
器具及び備品	4,635,589	5,061,875	△ 426,286	賞与積立金	3,000,000	0	3,000,000
権利	40,000	40,000	0	次期繰越活動増減差額	54,280,412	57,175,896	△ 2,895,484
施設整備費特別積立預金	168,934	168,841	93	（うち当期活動増減差額）	104,609	△ 3,237,959	3,342,568
賞与積立預金	3,000,000	0	3,000,000	純資産の部合計	311,449,721	314,704,824	△ 3,255,103
資産の部合計	313,950,704	317,177,170	△ 3,226,466	負債及び純資産の部合計	313,950,704	317,177,170	△ 3,226,466

もみの木保育園拠点 貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 優和会 もみの木保育園

(単位： 円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減		当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産	35,815,912	35,933,533	△ 117,621	流動負債	2,500,983	2,472,346	28,637
現金預金	11,973,490	16,283,959	△ 4,310,469	事業未払金	1,859,414	1,818,528	40,886
事業未収金	23,842,422	19,649,574	4,192,848	預り金	641,569	653,818	△ 12,249
固定資産	278,134,792	281,243,637	△ 3,108,845	固定負債	0	0	0
基本財産	263,032,479	268,086,048	△ 5,053,569	負債の部合計	2,500,983	2,472,346	28,637
土地	189,232,000	189,232,000	0	純 資 産 の 部			
建物	73,800,479	78,854,048	△ 5,053,569	基本金	216,671,000	216,671,000	0
その他の固定資産	15,102,313	13,157,589	1,944,724	国庫補助金等特別積立金	37,329,375	40,689,087	△ 3,359,712
建物	5,320,727	5,743,272	△ 422,545	その他の積立金	3,168,934	168,841	3,000,093
構築物	1,937,063	2,143,601	△ 206,538	建設積立金	168,934	168,841	93
器具及び備品	4,635,589	5,061,875	△ 426,286	賞与積立金	3,000,000	0	3,000,000
権利	40,000	40,000	0	次期繰越活動増減差額	54,280,412	57,175,896	△ 2,895,484
施設整備費特別積立預金	168,934	168,841	93	(うち当期活動増減差額)	104,609	△ 3,237,959	3,342,568
賞与積立預金	3,000,000	0	3,000,000	純資産の部合計	311,449,721	314,704,824	△ 3,255,103
資産の部合計	313,950,704	317,177,170	△ 3,226,466	負債及び純資産の部合計	313,950,704	317,177,170	△ 3,226,466

財 産 目 録

法人名 社会福祉法人優和会

令和07年3月31日 現在

別紙5

資産・負債の内訳			金額
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			11,973,490
現金			77,899
普通預金			2,380,727
普通預金施設			7,651,663
普通預金施設			1,863,201
事業未収金			23,842,422
前払費用			0
流動資産合計			35,815,912
2. 固定資産			
(1)基本財産			
建物	大和市福田5丁目17番地1, 17番地12 家屋番号17番12 保育所 鉄骨造陸屋根3階建	681. 76m ²	73,800,479
土地	大和市福田5丁目17番1	205. 41m ²	189,232,000
土地	大和市福田5丁目17番12	740. 75m ²	
基本財産合計			263,032,479
(2)その他の固定資産			
建物			5,320,727
構築物			1,937,063
器具及び備品			4,635,589
権利			40,000
施設整備費特別積立預金			168,934
賞与積立預金			3,000,000
その他の固定資産合計			15,102,313
固定資産合計			278,134,792
資産合計			313,950,704
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
事業未払金			1,859,414
預り金			641,569
流動負債合計			2,500,983
2. 固定負債			
設備資金借入金			0
固定負債合計			0
負債合計			2,500,983
差引純資産			311,449,721

監 事 監 査 結 果

監査報告日	令和 7年 5月19日		
監査報告者	財務諸表監査者	阿 萬 正 巳	
	学識経験者又は 地域福祉関係者	柴 崎 崇	

法人運営・会計経理

監 査 項 目	適	否	該 当 な し	否 の 内 容 (改善要点等)
定 款	✓			
役 員	✓			
理 事 会	✓			
評議員会	✓			
事業計画・予算	✓			
現況報告・事業報告 ・決算	✓			
会計処理・契約関係	✓			
資産管理・借入金	✓			
寄 付 金			✓	
職員採用・退職	✓			
規程整備	✓			
そ の 他	✓			

計算書類に対する注記（法人全体用）

法人名：社会福祉法人 優和会 もみの木保育園

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

該当なし。

3. 重要な会計方針の変更

会計基準省令に移行

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、神奈川県社会福祉協議会の退職共済制度によっております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
社会福祉事業のみため省略しております。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
拠点が一つのため省略しております。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
拠点が一つのため省略しております。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
拠点が一つのため省略しております。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
もみの木保育園 拠点（社会福祉事業）

「保育事業 もみの木保育園」

「本部」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	189,232,000	0	0	189,232,000
建物	78,854,048	0	5,053,569	73,800,479
合計	268,086,048	0	5,053,569	263,032,479

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 (基本財産)

建物 (基本財産)

計 0 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)

0 円

計 0 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	204,304,011	130,503,532	73,800,479
建物	7,397,950	2,077,223	5,320,727
構築物	8,944,344	7,007,281	1,937,063
器具及び備品	17,823,833	13,188,244	4,635,589
ソフトウェア他無形固定資産	1,075,587	1,035,587	40,000
合計	239,545,725	153,811,867	85,733,858

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	23,842,422	0	23,842,422
合計	23,842,422	0	23,842,422

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態
を明らかにするために必要な事項

預金残高証明書、固定資産管理台帳

計算書類に対する注記（もみの木保育園拠点用）

法人名：社会福祉法人 優和会 もみの木保育園

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

該当なし

2. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び神奈川県社会福祉協議会の退職共済制度によっております。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) もみの木保育園拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙 3（Ⅹ））

1. 本部
2. もみの木保育園

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙 3（Ⅺ））

会計基準別紙 3 にて作成のため省略している。

(4) その他

該当なし

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	189,232,000	0	0	189,232,000
建物	78,854,048	0	5,053,569	73,800,479
合計	268,086,048	0	5,053,569	263,032,479

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）

建物（基本財産）

計

0 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金

0 円

計

0 円

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位： 円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	204,304,011	130,503,532	73,800,479
建物	7,397,950	2,077,223	5,320,727
構築物	8,944,344	7,007,281	1,937,063
器具及び備品	17,823,833	13,188,244	4,635,589
ソフトウェア他無形固定資産	1,075,587	1,035,587	40,000
合計	239,545,725	153,811,867	85,733,858

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位： 円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	23,842,422	0	23,842,422
合計	23,842,422	0	23,842,422

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位： 円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

預金残高証明書、固定資産管理台帳

社会福祉法人優和会 定款

第1章 総則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

保育所もみの木保育園の設置経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人優和会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るととも

に、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を神奈川県大和市福田5丁目17番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として
適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を
もって行う。ただし外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要
する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のも
のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、
退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞
任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員
としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が126000円を超えない範囲で、
評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報

酬として支給することができる。

2 評議員には費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた
事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、
必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議
に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を
示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員
を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を
有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなけ

ればならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第

1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が

第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中

から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について加わ

ることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の

意志表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録

を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名

が、これに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより
職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、
その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところによ

り、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上
自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、
監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の
業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち
最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事及び
監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の
満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、
なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く
理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることがで
きるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思をしたと
き（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議
があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作
成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とす
る。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 神奈川県大和市福田5丁目17番1所在のもみの木保育園

敷地 (205.41平方メートル)

(2) 神奈川県大和市福田5丁目17番12所在のもみの木保育園

敷地 (740.75平方メートル)

(3) 神奈川県大和市福田5丁目17番地12、17番地1所在の

鉄骨造陸屋根3階建もみの木保育園

園舎 1棟 (681.76平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、
必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び
評議員会の承認を得て、大和市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、大和市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉

貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。） に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 3 0 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 3 1 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 上記(3)及び(4)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の議決を得て、大和市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大和市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

（公告の方法）

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人優和会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 粂山和則

理 事 山下眞美

理 事 清水正嗣

理 事 小林幸子

理 事 佐藤小夜子

理 事 粂山拓則

監 事 阿萬正巳

監 事 関水正雄

2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年
3月31日までの間は4名以上とする。

3 この定款は平成29年4月1日から施行する。

この定款は令和2年4月1日から施行する。

社会福祉法人優和会役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人優和会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任解任委員と併せて役員等という。
- （2）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- （4）報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。又、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- （1）常勤の理事 報酬（賞与）
- （2）非常勤の役員 報酬
- （3）評議員（評議員選任解任委員） 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- （1）報酬 別表1に定める額
- （2）賞与 別表2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表3に定める額
- 3 評議員（評議員選任解任委員）に対する報酬の額は別表5に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(職員給与規程に準じて支給)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

2 非常勤の役員及び評議員(評議員選任解任委員)に対する報酬は、理事会及び評議員会(評議員選任解任委員会)への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金にて支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常任の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常任の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常任の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げて処理を行なう。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第 1 0 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 1 1 条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行なう。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	無報酬
常任理事	無報酬
理事	無報酬

別表 2（常勤の理事の賞与）

6月の賞与	無報酬
12月の賞与	無報酬

別表 3（非常勤の役員等の報酬）

理 事	理事会等会議への出席	6 0 0 0 円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	6 0 0 0 円
監 事	監事監査等への出席	6 0 0 0 円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	6 0 0 0 円
評議員	評議員会への出席	6 0 0 0 円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	6 0 0 0 円
評議員選任	評議員選任解任委員会への出席	6 0 0 0 円
解任委員	上記の他、法人・施設業務のための出勤	6 0 0 0 円

社会福祉法人 優和会 役員名簿

	氏 名	生年月日	現 職	代表権	任 期	就任年月日
理事	初 山 和 則	昭和 3 6 年 8 月 9 日	(学) 健やか学園理事長	有	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 7 年 6 月 定時評議員会	平成 1 3 年 4 月 1 8 日
	佐藤 小夜子	昭和 3 8 年 1 2 月 7 日	桜ヶ丘中央病院看護師長	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 7 年 6 月 定時評議員会	平成 1 3 年 4 月 1 8 日
	初 山 拓 則	昭和 4 0 年 3 月 2 7 日	もみの木保育園事務長	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 7 年 6 月 定時評議員会	平成 1 3 年 4 月 1 8 日
	藤 岡 希 隆	昭和 3 6 年 1 2 月 2 8 日	行政書士	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 7 年 6 月 定時評議員会	平成 2 3 年 4 月 1 8 日
	清 水 洋 州	昭和 5 4 年 2 月 2 2 日	税理士 行政書士	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 7 年 6 月 定時評議員会	平成 2 8 年 3 月 5 日
	保 田 孝 二	昭和 2 9 年 2 月 3 日	アイディアル工業顧問	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 7 年 6 月 定時評議員会	令和 3 年 6 月 2 2 日
監事	阿 萬 正 巳	昭和 3 6 年 4 月 2 日	阿萬税理会計事務所所長	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 7 年 6 月 定時評議員会	平成 1 3 年 4 月 1 8 日
	柴 崎 崇	昭和 4 9 年 4 月 1 5 日	大和市社会福祉協議会	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 7 年 6 月 定時評議員会	平成 2 1 年 4 月 1 8 日

社会福祉法人 優和会 評議員名簿

	氏 名	生年月日	現 職	親族関係	任 期	就任年月日
評 議 員	保 田 穎 子	昭和 2 2 年 1 月 2 1 日	民生児童委員	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 8 年 6 月定時評議員会	平成 2 9 年 4 月 1 日
	大久保 和勇	昭和 2 9 年 5 月 2 3 日	近隣自治会役員	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 8 年 6 月定時評議員会	平成 2 9 年 4 月 1 日
	石 原 啓 子	昭和 2 1 年 9 月 2 日	N P O 法人元理事長 指導ワーカー	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 8 年 6 月定時評議員会	令和 2 年 6 月 1 6 日
	稲 田 こ と	昭和 1 8 年 4 月 2 7 日	福田北地区社会福祉 協議会副会長	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 8 年 6 月定時評議員会	令和 2 年 6 月 1 6 日
	田 丸 有 香	昭和 4 9 年 2 月 1 4 日	社会福祉法人敬愛会	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 8 年 6 月定時評議員会	令和 2 年 6 月 1 6 日
	江 原 純 一	昭和 4 5 年 9 月 1 1 日	大和市社会福祉協議会	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 8 年 6 月定時評議員会	令和 2 年 6 月 1 6 日
	萱 野 直 秀	昭和 1 2 年 1 2 月 1 3 日	元大和市消防第 4 分団	無	令和 5 年 6 月 1 5 日 ～令和 8 年 6 月定時評議員会	令和 2 年 6 月 1 6 日

社会福祉法人 優和会 評議員選任・解任委員名簿

	氏 名	生年月日	現 職	親族関係	任 期	就任年月日
監事	柴 崎 崇	昭和４９年 ４月１５日	大和市社会福祉協議会	無	令和 ５年 ６月１５日 ～ 令和 ７年６月定時評議員会	平成２９年 ４月 １日
事務局員	粂 山 拡 則	昭和４０年 ３月２７日	もみの木保育園事務長	有	令和 ５年 ６月１５日 ～令和 ７年６月定時評議員会	平成２９年 ４月 １日
外部委員	春 馬 秀 之	昭和３７年 ２月 ４日	ナニワ金型製作所 代表取締役	無	令和 ５年 ６月１５日 ～令和 ７年６月定時評議員会	平成２９年 ４月 １日